

保育体制強化事業補助金について

資料2-16

1 概要

地域の多様な人材を活用し、保育士の負担軽減や働きやすい環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とし、保育支援者及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。

2 補助要件

(1) 保育支援者

ア **保育士資格を有しない者**

イ 保育に係る以下の業務のうち、(ア) を含む2つ以上行っていること

(ア) **児童の園外活動時の見守り等 (必須)**

(イ) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

(ウ) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

(エ) 寝具の用意・あとかたづけ

(オ) 給食の配膳、あとかたづけ

(カ) その他保育士の負担軽減に資する業務

ウ 市が認める**交通安全に関する講習会等を修了**すること

(2) スポット支援員

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置している者。

保育体制強化事業補助金について

資料2-16

(3) 保育支援者及びスポット支援員共通

ア 平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であること（認可年月日を起点とする）

イ 保育支援者及びスポット支援員はそれぞれ別の者を配置すること

ウ 事業開始から年度を通じて、子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象となっていないこと

（一時保育・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過・障害児認定における加配職員等）

保育支援者およびスポット支援員（補助対象者）配置のイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	・・・	対象可否		
Aさん 4月1日に在籍あり	補助対象者							→	○ 事業開始（4月）から年度を通じて配置		
Bさん 4月1日に在籍あり	公定価格での措置			補助対象者					→	○ 事業開始（7月）から年度を通じて配置	
Cさん 4月1日に在籍あり	公定価格での措置			補助対象者	→	公定価格での措置			→	× 事業開始（7月）から年度を通じて配置ではない	
Dさん 6月1日から雇用			補助対象者							→	○ 事業開始（6月）から年度を通じて配置

3 補助上限額

(1) 保育支援者：月額14万5千円

(2) スポット支援員：月額4万5千円

保育体制強化事業補助金について

資料2-16

4 補助対象経費

事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料（うち人件費相当分のみ）、使用料及び賃借料

5 年間スケジュール（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8.4月	5月
交付申請書の提出	申請										
補助金交付（概算）		申請書等の審査 交付決定・支払									
講習会等の受講	受講期間										
受講報告書の提出	随時提出										
受講証明書の発行							証明書発行				
変更交付申請書・ 実績報告書の提出									実績 報告		
額の確定・精算										精算	

園から市への手続き 市での処理